

「商業銀行開設に係る財務省布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

商業銀行開設に係る財務省布告

外国銀行の支店開設許可に当たっての原則、方法及び条件についての財務省布告

仏暦二五二二年商業銀行法令(第二版)によって改定増補された仏暦二五〇五年商業銀行法令第六条の内容に基づく権限に依拠して、財務大臣は以下のように外国銀行の支店開設許可に当たっての原則、方法及び条件を定める。

第一章

総則

第一項

本布告において、

「外国銀行の支店(サーカー・コーン・タナカーン・ターンプラテート)」とは、外国で設立された銀行の総合支店として開設される、タイ国内で商業銀行事業の営業許可を得た外国銀行の支店を意味する。

「オフショアバンキング事務所(サムナックガーン・ウィテートタナキット)」とは、オフショアバンキング事業に限定して商業銀行事業の営業許可を得た外国銀行のオフショアバンキング事務所を意味する。

「外国銀行(タナカーン・ターンプラテート)」とは、外国の法律に基づき設立された銀行で、財務大臣からタイ国内でのオフショアバンキング事務所開設の許可を得た銀行を意味する。

「親会社(ポリサット・メー)」とは、外国銀行のオーナーである法人、もしくは外国銀行の全発行済み株式数の五〇%以上の株式を保有する法人を意味する。

「金融機関(サターバン・ガーンゲン)」とは、金融会社、金融証券会社、及びクレジットフォンシエ会社、もしくは大臣が布告規定したところに基づくその他の法人を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、財務大臣を意味する。

第二項

外国銀行は本布告の原則、方法及び条件に基づき外国銀行支店開設許可を申請することができる。

第二章

外国銀行の支店開設申請書を提出できる者の資格

第三項

外国銀行の支店開設を申請できる権利を有する者は以下の資格がなければならない。

三・一、オフショアバンキング事務所を有し、かつオフショアバンキング事務所から総合支店への昇格を望む外国銀行である。

三・二、当局と良好な協力関係にあり、技術移転、タイ人の開発、その他の面での協力など、タイの金融システム内での経済開発、知識開発で役割を有する外国銀行である。

三・三、大規模で、名声があり、堅固なポジション、良好な実績を有する外国銀行である。

三・四、国際金融事業の良好な運営で経験、専門性を有する外国銀行、もしくは世界の金融のセンターとしての役割を有する外国銀行に加えて、その銀行が支店または子会社として商業銀行を開設した国で国際金融事業の発展に役割を果たす外国銀行である。

三・五、金融、貿易、及び投資面でタイ国とビジネス関係を有する国、もしくは将来的にタイ国とのビジネス関係が増える見通しの国で登記された外国銀行である。

三・六、金融機関監督管理の良好な標準を有し、信用できる国で登記した外国銀行である。

三・七、その国の中央銀行及び金融機関監督機関がタイ国銀行と良好な関係を有し、タイ国銀行がその外国銀行支店の堅固性を監督監視するために経営実績その他のデータを求めることができる国で登記された外国銀行である。

三・八、その国がタイ国で得るところと近いレベルで、タイの商業銀行がその国で事業運営できる機会を開く国で登記された外国銀行である。

第三章

外国銀行の支店開設申請

第四項

外国銀行の支店開設許可を望む外国銀行は、本布告の施行日〔編集部注ノ二〇〇四年二月一日〕から六ヶ月以内に、郵便番号10200バンコク都プラナコン区ワットサームプラヤー町サームセン通り273番地、タイ国銀行において、業務時間内に、一組の謄本を添えて申請書を提出し、タイ国銀行は、タイ国銀行が定めた申請書提出期限日から一ヶ月以内に、許可申請審査のために用意した書類も含め書類が正しく揃っているか検査終了する。

第五項

外国銀行の支店開設を申請する外国銀行は以下の書類とともに申請書を提出する。

五・一、申請書を提出する外国銀行が設立登記された国の当局からの外国銀行支店開設の承諾書。

五・二、外国銀行からの以下の保証書。

五・二・一、外国銀行支店にタイ国の現在もしくは将来の法律、規則、政策に従わせるよう監督、運営するとの保証。

五・二・二、外国銀行支店の財務及び流動性面で支援するとの保証。

五・二・三、外国銀行支店が自己の業績その他に係るデータを直接、外国銀行もしくは親会社が会社設立登記した国の金融機関監督者に提供することで協力するとの保証。

五・三、過去三年にわたる商業銀行(ソロ・ベース)、及び商業銀行もしくは親会社の金融機関グループ(コンソリデテッド・ベース)の自己資本比率に係るデータとともに、国際決済銀行の指針に基づく自己資本の監督などの国際基準に基づく金融機関監督原則の適用についての、申請人である外国銀行の金融機関監督機関からの保証書。

五・四、過去二年にわたる申請人である外国銀行の株主構成及び財務諸表から構成される年次報告。

五・五、(例えば技術移転及びタイの人的開発など)タイ経済開発面、もしくはタイの金融システムにおける知識開発面での協力、あるいはその他の面での協力供与を示す証拠。

五・六、英語に翻訳した、申請人である外国銀行が設立登記した国のグループ連結監督(コンソリデテッド・スーパービジョン)の原則に係るデータ。

五・七、過去三年にわたる毎年の六月末及び一二月末日時点における、オフショアバンキング事務所及び申請人である外国銀行のタイ国内での政府セクター、金融セクター及びその他の民間セクターへの融資もしくは共同投資、あるいは外国で事業を営むタイのビジネスセクターへの融資実行額及び残高を示すデータ。

五・八、タイ国内での外国銀行支店開設許可を得た後の、以下の詳細を有する事業計画。

(一)事業運営計画

(二)三年以上の財務計画。初年度は四半期ごとの詳細を示さなければならない。

(三)設立する外国銀行支店の経営に係る責任者の義務についての説明とともに組織構造の詳細に加えて、外国銀行支店の幹部の資格及び経験の提示。

ここに外国銀行支店の最高経営者に就任する人物は、商業銀行もしくは金融機関の経営で上級地位者として五年以上の経験がなければならず、以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

- a、過去から現在にかけて良好な経営実績を有し、経営能力がある。
- b、誠実である。
- c、詐欺様態にある、もしくは責任感または周到性に欠ける、あるいは不正または信用できない事業手法を反映する事業運営の履歴がない。
- d、破産者でない、もしくは破産者になったことがない。
- e、商業銀行もしくは金融機関への元金利息の返済で問題を起こしていない。
- f、事業の種類の件について、あるいは事業運営手法の件について、その人物の能力もしくは周到性に係る疑いを生じさせる事業をしたことがない、あるいは事業に関係したことがない。
- g、最終判決で禁固刑を受け、禁固罰に服したことがない。ただし過失罪もしくは軽犯罪である場合を除く。
- h、タイ国銀行もしくは証券取引監視委員会事務局からの命令で商業銀行、証券会社、金融会社の経営者を退任したことがない。
- i、タイ国銀行もしくは証券取引監視委員会、あるいは商業銀行、証券会社、または金融機関監督任務を有する国内外の国家機関から、詐欺、もしくは商業銀行法、金融・証券・クレジットフォンシ工業法、証券・証券取引法、あるいは商業銀行・証券会社・金融機関監督法に基づく罪で罰せられた、苦情を寄せられた、あるいは訴訟を起こされたことがない。

五・九、タイ国内での外国銀行支店の営業のための準備計画。このとき以下の条件に全て従うことができると信じられる証拠を示さなければならない。

(一)信用リスク(クレジット・リスク)、市場リスク(マーケット・リスク)、流動性リスク(リキディティ・リスク)、戦略上のリスク(ストラテジック・リスク)、法律行為によるリスク(リーガル・リスク)と評判リスク(レピュテーション・リスク)を含む業務運営面でのリスク(オペレーショナル・リスク)のリスク度を計測し制御監視することが可能な、様々なリスクを管理するシステムを有する。

(二)外国銀行支店と関係性を有するビジネス・グループもしくはビジネスに対する融資についての明瞭な方針に加え、上述のビジネス・グループへの融資残高及び拘束義務を監視するデータ・システムを有する。一般顧客への融資と異なる方針がある場合はその事由を示さなければならない。

(三)義務・責任の配分、融資認可、投資、もしくは諸費用の件について具体的で明瞭性のある内部管理システムを有する。

(四)顧客の利息支払い及び元金返済、担保価値の評価、及びタイ国銀行布告に基づくダウトフルローンのための準備金引当を含む資産の質の評価システムを有する。

(五)金融・バンキング面での知識及び経験のある人材を有し、組織内部の人材の適正な配置がある。このとき人材の知識及び経験間の一致性、各部署及び営業計画における人材の義務・責任を考慮する。

第四章

商業銀行営業許可書発行審査

第六項

大臣が任命する金融システム開発計画に基づく商業銀行設立許可申請審査委員会(以下、委員会)は、外国銀行支店を設立するにふさわしい者を選定するため、本布告の原則、方法及び条件に基づき外国銀行支店設立許可申請を審査し、財務大臣に上程する。ここに、委員会は当該原則、方法、条件に係る問題を審査、判定する権限、及び審査のために外国銀行支店設立許可申請人に対し、本布告で定められた以上の証拠及び書類を要求する権限を有する。

第七項

委員会が外国銀行支店設立許可申請を審査した時、委員会は申請書及び審査書類を全て受理した時から三ヶ月以内に外国銀行支店を設立させるにふさわしい者のリストを承認のために大

臣に提出し、大臣は委員会から審査結果を受理した時から二ヶ月以内に審査を終了する。承認するに当たって大臣はその他の条件を定めることができる。

第八項

大臣が外国銀行に外国銀行支店開設を審査承認した時、その外国銀行は承認を受けた日から六ヶ月以内に開設手続に入り、大臣に商業銀行営業許可書の発給を求める。このとき以下の条件に従わなければならない。

八・一、承認日から六ヶ月以内に開業しなければならない。ただしタイ国銀行が延期を認める場合はその限りではない。延期を認めるに当たってタイ国銀行は条件を増補することもできる。

八・二、外国銀行支店の開業日に、オフショアバンキング事務所設立にあたっての商業銀行営業許可書を財務省に返還しなければならない。

八・三、外国銀行支店は開業日から大臣が布告規定した種類、方法及び条件に基づき三〇億バーツ以上の資産をタイ国内に維持しなければならない。

八・四、外国銀行支店の最高経営者の任命及び変更にあたってはタイ国銀行から事前に許可を得なければならない。

第九項

外国銀行支店を開設した時、外国銀行はオフショアバンキング事務所、外国人が大部分の株式を保有する商業銀行(ハイブリッド・バンク)、及び金融会社といった形でタイ国内で事業を営むことはできない。

第一〇項

本布告は仏暦二五四七年二月一日より施行する。

仏暦二五四七年一月二三日布告

スチャート・チャオウシット大尉
財務大臣

*(省略)

外国銀行支店(フルブランチ)開設許可申請書式(第一項/申請人の外国銀行の詳細、第二項/申請人の外国銀行が許可を得た、もしくは株式を保有しているタイ国内事業の詳細、第三項/外国銀行支店開設計画、第四項/増補通知したいその他の事実関係)

添付書類1 / 申請書審査のために添付する書類

添付書類2 / 外国銀行支店の運営計画作成の方向例

添付書類3 / 最高経営者となる者の履歴

外国銀行の子会社としての商業銀行開設許可に当たっての原則、方法及び条件についての財務省布告

仏暦二五二二年商業銀行法令(第二版)によって改定増補された仏暦二五〇五年商業銀行法令第五条の内容に基づく権限に依拠して、財務大臣は以下のように外国銀行の子会社としての商業銀行開設許可にあたっての原則、方法及び条件を定める。

第一章

総則

第一項

本布告において、

「外国銀行の子会社としての商業銀行(タナカーンパニット・ティー・ペン・ポリサットルーク・コーン・タナカーン・ターンプラテート)」とは、タイの法律に基づく公開株式会社(パブリックカンパニー)である商業銀行で、かつ外国銀行が九五%以上の株式を保有する商業銀行を意味する。

「外国銀行の支店(サーカー・コーン・タナカーン・ターンプラテート)」とは、外国で設立された銀行の総合支店として開設される、タイ国内で商業銀行事業の営業許可を得た外国銀行の支店を意味する。

「オフショアバンキング事務所(サムナックガーン・ウィテートタナキット)」とは、オフショアバンキング事業に限定して商業銀行事業の営業許可を得た外国銀行のオフショアバンキング事務所を意味する。

「外国銀行(タナカーン・ターンプラテート)」とは、外国の法律に基づき設立された銀行で、財務大臣から以下の許可を得た銀行を意味する。

- (一) 商業銀行業務のためのタイ国内での支店開設許可、もしくは
- (二) タイ国内でのオフショアバンキング事務所操業開始許可

「親会社(ポリサット・メー)」とは、外国銀行のオーナーである法人、もしくは外国銀行の全発行済み株式数の五〇%以上の株式を保有する法人を意味する。

「金融機関(サターバン・ガーンゲン)」とは、金融会社、金融証券会社、及びクレジットフォンシエ会社、もしくは大臣が布告規定したところに基づくその他の法人を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、財務大臣を意味する。

第二項

外国銀行は本布告に基づく原則、方法及び条件に従い、外国銀行の子会社としての商業銀行開設許可を申請することができる。

第一段に基づく商業銀行が操業を開始した時、バンコク首都圏に一支店、バンコク首都圏以外に三支店、合計四支店を開設する許可を申請することができる。このとき申請は年一支店以下とする。

第二章

外国銀行の子会社としての商業銀行開設申請書を提出できる者の資格

第三項

外国銀行の子会社としての商業銀行開設を申請できる権利を有する者は以下の原則に一致し、かつ以下の資格がなければならない。

三・一、以下の外国銀行である。

(一) タイ国内に支店を有する、もしくは

(二) タイ国内にオフショアバンキング事務所を有し、かつタイ国銀行が外国銀行の子会社としての形で商業銀行を開設するために定めた原則、方法及び条件に基づき、少なくとも金融機関一つと合併、または事業統合、あるいは全てのまたは大部分の資産と負債を譲り受ける計画を有している。

三・二、当局と良好な協力関係にあり、技術移転、タイ人の開発、その他の面での協力など、タイの金融システム内での経済開発、知識開発で役割を有する外国銀行である。

三・三、大規模で、名声があり、堅固なポジション、良好な実績を有する外国銀行である。

三・四、国際金融事業の良好な運営で経験、専門性を有する外国銀行、もしくは世界の金融のセンターとしての役割を有する外国銀行に加えて、その銀行が支店または子会社として商業銀行を開設した国で国際金融事業の発展に役割を果たす外国銀行である。

三・五、金融、貿易、及び投資面でタイ国とビジネス関係を有する国、もしくは将来的にタイ国とのビジネス関係が増える見通しの国で登記された外国銀行である。

三・六、金融機関監督管理の良好な標準を有し、信用できる国で登記した外国銀行である。

三・七、その国の中央銀行及び金融機関監督機関がタイ国銀行と良好な関係を有し、タイ国銀行がその外国銀行支店の堅固性を監督監視するために経営実績その他のデータを求めることができる国で登記された外国銀行である。

三・八、その国がタイ国で得るところと近いレベルで、タイの商業銀行がその国で事業運営できる機会を開く国で登記された外国銀行である。

第四項

仏暦二五四七年一月二三日付けの外国銀行支店開設許可申請における原則、方法及び条件についての財務省布告に基づき、銀行支店への地位昇格の許可を得たオフショアバンキング事務所で、本布告に基づき外国銀行の子会社としての商業銀行開設の申請を望む者は、十全な自己資本を有し、かつタイ国銀行が定めた原則、方法及び条件に基づき、少なくとも商業銀行または金融機関一つと合併、もしくは事業統合、あるいは全てのまたは大部分の資産と負債を譲り受ける計画を有していなければならない。許可審査にあたっては許可申請時の経済情勢の適合性に基づき審査する。

第三章

外国銀行の子会社としての商業銀行開設申請

第五項

外国銀行の子会社としての商業銀行開設許可を望む外国銀行は、郵便番号10200バンコク都プラナコン区ワットサームプラヤー町サームセーン通り273番地、タイ国銀行において、業務時間内に、一組の謄本を添えて申請書を提出し、タイ国銀行は、タイ国銀行が定めた申請書提出期限日から一ヶ月以内に、許可申請審査のために用意した書類も含め書類が正しく揃っているか検査終了する。このとき、外国銀行は以下の書類とともに申請書を提出する。

五・一、申請書を提出する外国銀行が設立登記された国の当局からの外国銀行の子会社としての商業銀行開設の承諾書。

五・二、以下の外国銀行もしくは親会社からの保証書。

五・二・一、外国銀行の子会社としての商業銀行にタイ国の現在の、もしくは将来の法律、規則、もしくは政策に従わせるよう監督、運営するとの保証。

五・二・二、外国銀行の子会社としての商業銀行が、法律が定めた基準を下回って自己資本が低下した、もしくは低下する傾向にある際には即時にその流動性及び増資面で全面的に支援するとの保証。

五・二・三、外国銀行の子会社としての商業銀行が自己の業績その他に係るデータを直接、外国銀行もしくは親会社が会社設立登記した国の金融機関監督者に提供することで協力するとの保証。

五・三、過去三年にわたる商業銀行(ソロ・ベース)、及び商業銀行もしくは親会社の金融機関グループ(コンソリデイテッド・ベース)の自己資本比率に係るデータとともに、国際決済銀行の指針に基づく自己資本の監督などの国際標準に基づく金融機関監督原則の適用についての、申請人である外国銀行の金融機関監督機関からの保証書。

五・四、過去二年にわたる申請人である外国銀行の株主構成及び財務諸表から構成される年次報告。

五・五、(例えば技術移転及びタイの人的開発など)タイ経済開発面、もしくはタイの金融システムにおける知識開発面での協力、あるいはその他の面での協力供与を示す証拠。

五・六、英語に翻訳した、申請人である外国銀行の設立登記した国のグループ連結監督(コンソリデイテッド・スーパービジョン)の原則に係るデータ。

五・七、過去三年にわたる毎年の六月末及び一二月末日時点における、外国銀行支店もしくはオフショアバンキング事務所及び申請人である外国銀行のタイ国内での政府セクター、金融セク

ター及びその他の民間セクターへの融資もしくは共同投資、あるいは外国で事業を営むタイのビジネスセクターへの融資実行額及び残高を示すデータ。

五・八、タイ国内での商業銀行開設許可を得た後の、以下の詳細を有する事業計画。

(一)事業運営計画

(二)支店開設計画

(三)三年以上の財務計画。初年度は四半期ごとの詳細を示さなければならない。

(四)設立する商業銀行の経営に係る責任者の義務についての説明とともに組織構造の詳細に加えて、タイに設立申請する商業銀行の幹部の資格及び経験の提示。

ここに当該商業銀行の取締役会長、経営役員会会長、及び/もしくは最高経営責任者、頭取、副頭取、あるいはその呼称に関わらずそれらと同等の地位に就任する者は、以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

a、過去から現在に掛けて良好な経営実績を有し、経営能力がある。ここに商業銀行の常勤の経営役員会会長もしくは最高経営責任者、頭取、副頭取、あるいはその呼称に関わらずそれらと同等の地位にある者は、信用できる商業銀行または金融機関の上級職として五年以上経験を有していなければならない。

b、誠実である。

c、詐欺状態にある、もしくは責任感または周到性に掛ける、あるいは不正または信用できない事業手法を反映する事業運営の履歴がない。

d、破産者でない、もしくは破産者になったことがない。

e、商業銀行もしくは金融機関への元金利息の返済で問題を起こしていない。

f、事業の種類について、あるいは事業運営手法について、その人物の能力もしくは周到性に係る疑いを生じさせる事業をしたことがない、あるいは事業に関係したことがない。

g、終局判決で禁固刑を受け、禁固罰に服したことがない。ただし過失罪もしくは軽犯罪である場合を除く。

h、タイ国銀行もしくは証券取引監視委員会事務局からの命令で商業銀行、証券会社、金融会社の経営者を退任したことがない。

i、タイ国銀行もしくは証券取引監視委員会事務局、あるいは商業銀行、証券会社、または金融機関監督任務を有する国内外の国家機関から、詐欺、もしくは商業銀行法、金融・証券・クレジットフォンシ工業法、証券・証券取引法、あるいは商業銀行・証券会社・金融機関監督法に基づく罪で罰せられた、苦情を寄せられた、あるいは訴訟を起こされたことがない。

(五)取締役会の資格及び経験を含む取締役会及び小役員会(カナカマカーン・チュッドヨイ)の詳細。このとき商業銀行の取締役会には独立(外部)取締役が三人以上、もしくは全取締役の四分の一以上の多いほうの数いなければならない。監査役会及びリスク管理委員会の二組の小役員会を設置しなければならない。取締役・役員の構造、資格、役割、義務及び責任はタイ国銀行が布告規定した基準に従う。

(六)一業態以上の商業銀行及び金融機関事業を営んでいる場合は、事業売却もしくは許可書返還計画、及び/または同一事業グループ下のその他事業からの資産及び負債の譲受計画。

(七)申請人がタイ国内にオフショアバンキング事務所を有する外国銀行である場合は、一つ以上の金融機関との合併もしくは事業統合計画、あるいは全ての、または大部分の資産及び負債の譲渡計画。このとき合併、事業統合、資産負債譲渡、あるいは資本合同する全ての金融機関の取締役会決議とともに、合併、事業統合、資産負債譲渡、あるいは資本合同の手続をした、もしくは手続き中にある金融機関の名称に加えて、タイ国銀行布告に基づく引当金計上後のネット自己資本額、資産額、負債額、及び資金、資産価値鑑定方法、不良資産の管理・更正など、その金融機関の重要なポジションに係る詳細を示す。

(八)仏暦二五四七年一月二三日付けの外国銀行支店開設許可申請の原則、方法および条件を定めるタイ国銀行布告に基づきオフショアバンキング事務所から昇格したことでタイ国内に支店を有する外国銀行で、本布告に基づき外国銀行の子会社である商業銀行開設許可申請を望む外国銀行は、一つ以上の商業銀行もしくは金融機関との合併もしくは事業統合計画、あるいは全

での、または大部分の資産及び負債の譲渡計画を提出する。このとき合併、事業統合、資産負債譲渡、あるいは資本合同する全ての商業銀行もしくは金融機関の取締役会決議とともに、合併、事業統合、資産負債譲渡、あるいは資本合同の手続をした、もしくは手続き中にある商業銀行もしくは金融機関の名称に加えて、タイ国銀行布告に基づく引当金計上後のネット自己資本額、資産額、負債額、及び合併、事業統合、資産負債譲渡、資本合同相手先の商業銀行もしくは金融機関の自己資本、資産価値鑑定方法、不良資産の管理・更正など、その商業銀行もしくは金融機関の重要なポジションに係る詳細を示す。

五・八、タイ国内での外国銀行の子会社としての商業銀行の営業のための準備計画。このとき以下の条件に全て従うことができると信じられる証拠を示さなければならない。

(一)信用リスク(クレジット・リスク)、市場リスク(マーケット・リスク)、流動性リスク(リキディティ・リスク)、戦略上のリスク(ストラテジック・リスク)、法律行為によるリスク(リーガル・リスク)と評判リスク(レピュテーション・リスク)を含む業務運営面でのリスク(オペレーショナル・リスク)のリスク度を計測し制御監視することが可能な、様々なリスクを管理するシステムを有する。

(二)タイ国内の外国銀行と関係性を有するビジネス・グループもしくはビジネスに対する融資についての明瞭な方針に加え、上述のビジネス・グループ融資残高及び拘束義務を監視するデータ・システムを有する。一般顧客への融資と異なる方針がある場合はその事由を示さなければならない。

(三)義務・責任の配分、融資認可、投資、もしくは諸費用の件について具体的で明瞭性のある内部管理システムを有する。

(四)顧客の利息支払い及び元金返済、担保価値の評価、及びタイ国銀行布告に基づくダウトフルローンのための準備金引当を含む資産の質の評価システムを有する。

(五)金融・バンキング面での知識及び経験のある人材を有し、組織内部の人材の適正な配置がある。このとき人材の知識及び経験間の一致性、各部署及び営業計画における人材の義務・責任を考慮する。

第四章

商業銀行営業許可書発行審査

第六項

大臣が任命する金融システム開発計画に基づく商業銀行設立許可申請審査委員会(以下、委員会)は、外国銀行の子会社としての商業銀行を設立するにふさわしい者を選定するため、本布告の原則、方法及び条件に基づき外国銀行の子会社としての商業銀行設立許可申請を審査し、財務大臣に上程する。ここに、委員会は当該原則、方法、条件に係る問題を審査、判定する権限、及び審査のためにタイ国内で登記される外国銀行の設立許可申請人に対し、本布告で定められた以上の証拠及び書類を要求する権限を有する。

第七項

委員会が外国銀行の子会社としての商業銀行設立許可申請を審査した時、委員会は申請書及び審査書類を全て受理した時から三ヶ月以内に外国銀行を設立させるにふさわしい者のリストを承認のために大臣に提出し、大臣は委員会から審査結果を受理した時から二ヶ月以内に審査を終了する。承認するに当たって大臣はその他の条件を定めることができる。

第八項

大臣が外国銀行に外国銀行の子会社としての商業銀行開設を審査承認した時、その外国銀行は承認を受けた日から一年以内に開設手続に入り、大臣に商業銀行営業許可書の受給を求める。ただし相当の事由がある場合はタイ国銀行は期限日から六ヶ月を超えない範囲で期限を延長することができる。このとき以下の条件に従わなければならない。

八・一、承認日から一年以内の開業しなければならない。ただしタイ国銀行が延期を認める場合はその限りではない。延期を認めるに当たってタイ国銀行は条件を増補することもできる。

八・二、商業銀行の開業日に、外国銀行支店設立にあたっての商業銀行営業許可書、もしくはオフショアバンキング事務所設立にあたっての商業銀行営業許可書を財務省に返還しなければならない。

八・三、商業銀行は開業日から四〇億バーツ以上の払込み資本金がなければならない。

八・四、商業銀行は開業日から第五・八項に基づき提出した詳細に従って取締役会及び小役員会を設置しなければならない。

取締役、最高経営責任者、頭取、副頭取、及び名称のいかに関わらずそれらと同等の地位にある者の任命及び変更にあたっては、タイ国銀行から許可を得なければならない。

八・五、商業銀行営業許可書は他者に譲渡もしくは売却できない。

八・六、商業銀行の株主は申請人である外国銀行か親会社でなければならない。申請人の外国銀行もしくは親会社の株主に変更がある場合は、商業銀行の株主に変更が必要になれば、タイ国内の商業銀行はタイ国銀行に事前に許可を申請する。許可においてタイ国銀行は条件を定めることもできる。

八・七、申請人の外国銀行もしくは親会社が営業許可書を取り消された、あるいは法人でなくなった場合、大臣は商業銀行営業許可書の返還を要求する権利を有する。

八・八、タイ国内の商業銀行の株式を証券市場に上場させることを禁じる。

第九項

商業銀行を開設した時、外国銀行は、外国銀行支店、オフショアバンキング事務所、外国人が大部分の株式を保有する商業銀行(ハイブリッド・バンク)、及び金融会社といった形でタイ国内で事業を営むことはできない。

第一〇項

本布告は仏暦二五四七年二月一日より施行する。

仏暦二五四七年一月二三日布告

スチャート・チャオウシット大尉
財務大臣

* (省略)

外国銀行の子会社としての商業銀行(サブシディアリ)開設許可申請書式(第一項/申請人の外国銀行の詳細、第二項/申請人の外国銀行が許可を得た、もしくは株式を保有しているタイ国内事業の詳細、第三項/オフショアバンキング事務所もしくは外国銀行支店と合併、事業統合、資産負債譲渡するタイの商業銀行および/または金融機関の詳細、第四項/外国銀行の子会社としての商業銀行開設計画、第五項/増補通知したいその他の事実関係)

添付書類1/申請書審査のために添付する書類

添付書類2/外国銀行の子会社としての商業銀行の運営計画作成の方向例

添付書類3/開設する外国銀行の子会社としての商業銀行の取締役会長、経営役員会会長、最高経営者、頭取、副頭取、それらと同等の地位に就く者の履歴

商業銀行開設許可にあたっての原則、方法及び条件についての財務省布告

仏暦二五二二年商業銀行法令(第二版)によって改定増補された仏暦二五〇五年商業銀行法令第五条の内容に基づく権限に依拠して、財務大臣は以下のように商業銀行開設許可にあたっての原則、方法及び条件を定める。

第一項

仏暦二五四一年一月二日二八日付けの事業限定銀行開設許可申請についての財務省布告、及びその改定増補は、本布告の施行日前に当該布告に基づき許可を得た商業銀行についてののみ適用する。

第一章 総則

第二項

本布告において、

「商業銀行(タナカーンパニット)」とは、商業銀行法に基づく商業銀行を意味し、外国銀行支店は意味しない。

「リテール商業銀行(タナカーンパニット・プア・ラーイヨーイ)」とは、大臣の許可がある場合を除いて外国通貨支払いに係る業務営業ができず、かつ自己のためのリスク防止である場合を除いて証券に係る業務営業ができない条件、かつタイ国銀行が定めた制限のもとで小口個人顧客(プラーチャーチョン・ラーイヨーイ)及び中小企業だけにのみサービスできる条件、さらに以下のように各顧客への融資金で制限のある条件付で商業銀行営業許可を得た商業銀行を意味する。

a、小口個人顧客である債務者への信用供与は一者あたり、担保なしの場合は第一種自己資本の〇・〇五%、担保付の場合は第一種自己資本の一%を超えない。

b、中小企業向け信用供与では一者あたり第一種自己資本の一〇%を超えない。

「会社(ポリサット)」とは、金融会社、金融証券会社、もしくはクレジットフォンシエ会社を意味する。

「金融機関(サターバン・ガーンゴン)」とは、商業銀行、金融会社、金融証券会社、クレジットフォンシエ会社、商業銀行営業許可を得た外国銀行の支店、及びオフショアバンキング事務所を意味する。

「ネット自己資本(ゲンゴートウン・ステイ)」とは、回収不能債権もしくは回収に重大な懸念のある債権への引当金、タイ国銀行の無価値もしくは償還請求できない資産及びそうした疑いのある資産についての布告に基づく、及び係官もしくは商業銀行検査官の検査結果に基づく無価値もしくは償還請求できない資産の減価(ガーン・ロッドラカー)、劣価(ガーン・ドローイ・カー)、価値改定のための引当金計上後の自己資本を意味する。

「不良資産(シンサップ・ドローイ・クナパーブ)」とは、標準以下の資産、回収に懸念のある資産、回収に重大な懸念のある資産、回収不能な資産、証券取引所に上場していない株式の正味の帳簿に基づく価値、及び債務再構成で得た債務性証券の正味の現在価値、売却を待つ資産の正味の帳簿に基づく価値、グループ内の資産管理会社に譲渡した売却待ちの貸付及び資産の正味の帳簿に基づく価値、及び係官もしくは商業銀行検査官の検査結果に基づき損害が生じる見込みの資産を意味する。ここに回収に重大な懸念のある資産及び回収不能な資産の引当金を差し引く。

「総資産(シンサップ・ルワム)」とは、回収に重大な懸念のある資産及び回収不能な資産の引当金を足した全資産を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、財務大臣を意味する。

第三項

会社は本布告に基づく原則、方法、及び条件に従い商業銀行開設許可を申請することができる。第一段に基づく商業銀行開設許可申請について、会社はリテール商業銀行として開設申請することもできる。

第二章

商業銀行開設申請書を提出できる者の資格

第四項

商業銀行開設を申請できる権利を有する者は以下の原則に一致し、かつ以下の資格がなければならない。

四・一、本布告が施行された日に営業中の金融会社、金融証券会社、クレジットフォンシエ会社である。

四・二、最新の評価から経営の質が以下の諸点についてタイ国銀行が定めた基準をクリアしている。

- a、取締役及び部長(プーアムヌアイガーン・ファーイ)以上の役割と行動
- b、リスク管理
- c、高リスクビジネスの運営。
- d、組織構造と業務システム
- e、内部統御と監査
- f、重要な法規の遵守
- g、当局への協力
- h、グッドガバナンスに相反しない行動

四・三、タイ国銀行布告に基づき計算したリスクアセット・レシオを維持する。金融会社の資産及び義務と自己資本の比率の件、及びクレジットフォンシエ会社の資産と自己資本の比率の件については、申請日の前の直近の月末時点で一〇%以上。

四・四、総資産に対する不良資産の比率は、申請日の前の直近の月末時点で一五%以下。

四・五、タイ国銀行が定めた原則、及び係官もしくは商業銀行検査官の検査結果に基づき、無価値である疑いのある、もしくは償還請求できない資産に対する引当金を十分に積んでいる。

四・六、申請書提出の権利を有する者には、大臣が本布告に署名した日(二〇〇四年一月二三日)から商業銀行営業許可書の取得日まで、もしくは申請却下を通知を受ける日まで、新たな主要株主になる他者がいない。ただし大臣が承認した合併もしくは事業統合計画に基づく合併もしくは事業統合による新たな主要株主はその限りではない。

第五項

リテール商業銀行ではない商業銀行開設申請書提出権を有する者は、タイ国銀行が定めた原則、方法及び条件に基づき、少なくとも金融会社及び/またはクレジットフォンシエ会社一つと合併、もしくは事業統合、あるいは全てのまたは大部分の資産と負債を譲り受ける計画を有していなければならない。

第三章

商業銀行開設申請

第六項

商業銀行開設許可を望む会社は、郵便番号10200バンコク都プラナコン区ワットサームプラヤー町サームセーン通り273番地、タイ国銀行において、業務時間内に、一組の謄本を添えて申請書を提出し、タイ国銀行は、タイ国銀行が定めた申請書提出期限日から一ヶ月以内に、許可申請審査のために用意した書類も含め書類が正しく揃っているか検査終了する。

第七項

商業銀行開設を申請する会社は以下の書類とともに申請書を提出する。

七・一、株主構成、取締役及び上級経営者の氏名、ビジネスグループの構造及び過去二年の財務報告を含めた申請会社のデータ。

七・二、商業銀行開設許可を得た後の、以下の詳細を有する事業計画。

(一)三年以上の財務計画。初年度は四半期ごとの詳細を示さなければならない。

(二)設立する商業銀行の経営に係る責任者の義務についての説明とともに組織構造の詳細に加えて、設立申請する商業銀行の幹部の資格及び経験、及び取締役会長、経営役員会会長、及び／もしくは最高経営責任者、頭取、副頭取、あるいはその呼称に関わらずそれらと同等の地位に就任する者の氏名の提示。

ここに当該地位に就任する者は以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

a、過去から現在に掛けて良好な経営実績を有し、経営能力がある。ここに商業銀行の常勤の経営役員会会長もしくは最高経営責任者、頭取、副頭取、あるいはその呼称に関わらずそれらと同等の地位にある者は、信用できる商業銀行または金融機関の上級職として五年以上経験を有していなければならない。

b、誠実である。

c、詐欺状態にある、もしくは責任感または周到性に掛ける、あるいは不正または信用できない事業手法を反映する事業運営の履歴がない。

d、破産者でない、もしくは破産者になったことがない。

e、金融機関への元金利息の返済で問題を起こしていない。

f、最終判決で禁固刑を受け、禁固罰に服したことがない。ただし過失罪もしくは軽犯罪である場合を除く。

g、タイ国銀行もしくは証券取引監視委員会事務局からの命令で金融機関の経営者を退任したことがない。

h、タイ国銀行もしくは証券取引監視委員会事務局、あるいは金融機関監督任務を有する国内外の国家機関から、詐欺、もしくは商業銀行法、金融・証券・クレジットフォンシエ業法、証券・証券取引法、あるいは商業銀行・証券会社・金融機関監督法に基づく罪で罰せられた、苦情を寄せられた、あるいは訴訟を起こされたことがない。

ここに申請会社の署名権を有する取締役は当該人物の資格及び禁止状態にないことを署名した上で保証する。

(三)取締役会の資格及び経験を含む取締役会及び小役員会(カナカマカーン・チュッドヨーイ)の詳細。このとき商業銀行の取締役会には独立(外部)取締役が三人以上、もしくは全取締役の四分の一以上の多いほうの数いなければならない。監査役会及びリスク管理委員会の二組の小役員会を設置しなければならない。取締役・役員はの構造、資格、役割、義務及び責任はタイ国銀行が布告規定した基準に従う。

(四)各主要株主の氏名、履歴及び開設申請した商業銀行での持ち株比率を含む主要株主構成の詳細。ここに全発行済み株式数の一〇%以上の株式を保有する大株主は第七・二項(二)b～hに示した資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

(五)同一事業グループ内に一つ以上の金融機関がある場合は、同一事業グループにある他の金融機関の事業売却もしくは許可書返還計画、及び／または資産と負債の譲受計画。

(六)支店開設計画。

(七)リテール商業銀行ではない商業銀行開設を申請した場合は、少なくとも金融会社及び／またはクレジットフォンシエ会社一つと合併、もしくは事業統合、あるいは全てのまたは大部分の資産と負債を譲り受ける計画。このとき合併、事業統合、資産負債譲渡、あるいは資本合同する全ての金融機関の取締役会決議とともに、合併、事業統合、資産負債譲渡、あるいは資本合同の手続をした、もしくは手続き中にある金融機関の名称に加えて、ネット自己資本額、資産額、負債額、及び資金、資産価値鑑定方法、不良資産の管理・更正など、その金融機関の重要なポジションに係る詳細を示す。

七・三、タイ国内での商業銀行の営業のための準備計画。このとき以下の条件に全て従うことができると信じられる証拠を示さなければならない。

(一)戦略上のリスク(ストラテジック・リスク)、信用リスク(クレジット・リスク)、市場リスク(マーケット・リスク)、流動性リスク(リキディティ・リスク)、法律行為によるリスク(リーガル・リスク)と評判リスク(レピュテーション・リスク)を含む業務運営面でのリスク(オペレーショナル・リスク)のリスク度を計測し制御監視することが可能な、様々なリスクを管理するシステムを有する。

(二)同一ビジネス・グループもしくは商業銀行開設による関係ビジネスに対する融資についての明瞭な方針に加え、上述のビジネス・グループ融資残高及び拘束義務を監視するデータ・システムを有する。一般顧客への融資と異なる方針がある場合はその事由を示さなければならない。

(三)義務・責任の配分、融資認可、投資額、もしくは諸費用の件について具体的に明瞭性のある内部管理システムを有する。

(四)顧客の利息支払い及び元金返済、担保価値の評価、及びタイ国銀行布告に基づく準備金引当を含む資産の質の評価システムを有する。

(五)金融・バンキング面での知識及び経験のある人材を有し、組織内部の人材の適正な配置がある。このとき人材の知識及び経験間の一致性、各部署及び営業計画における人材の義務・責任を考慮する。

第四章

商業銀行営業許可書発行審査

第八項

大臣が任命する金融システム開発計画に基づく商業銀行設立許可申請審査委員会(以下、委員会)は、商業銀行を設立するにふさわしい者を選定するため、本布告の原則、方法及び条件に基づき商業銀行設立許可申請を審査し、財務大臣に上程する。ここに、委員会は当該原則、方法、条件に係る問題を審査、判定する権限、及び審査のために商業銀行開設許可申請人に対し、本布告で定められた以上の証拠及び書類を要求する権限を有する。

第九項

委員会が商業銀行設立許可申請を審査した時、委員会は申請書及び審査書類を全て受理した時から三ヶ月以内に商業銀行を設立させるにふさわしい者のリストを承認のために大臣に提出し、大臣は委員会から審査結果を受理した時から二ヶ月以内に審査を終了する。承認するに当たって大臣はその他の条件を定めることができる。

第一〇項

大臣がいずれかの会社に商業銀行開設を審査承認した時、その会社は以下を遂行する。

一〇・一、同一ビジネスグループ内に一つ以上の金融機関がある場合、その会社は承認日から一年以内に同一ビジネスグループ内の他の金融機関との合併もしくは事業統合、売却もしくは許可書返還及び/または資産及び負債の譲受を完了する。

一〇・二、リテール商業銀行ではない商業銀行開設を申請した場合、その会社は承認日から一年以内に、少なくとも金融会社及び/またはクレジットフォンシエ会社一つと合併、もしくは事業統合、あるいは全てのまたは大部分の資産と負債を譲り受け、合併、もしくは事業統合、あるいは全てのまたは大部分の資産と負債を譲り受ける全ての金融会社及び/またはクレジットフォンシエ会社は許可書を返還しなければならない。ただし相当の事由がある場合、タイ国銀行は期限日から六ヶ月を超えない範囲で期限を延長することができる。

一〇・三、開業日前にタイ国銀行の承認を得るために、会社は開設する銀行の取締役会長、経営執行役員会会長、頭取、取締役会及び上級経営者の氏名を提出する。

一〇・四、承認を受けた会社が金融証券会社である場合、その会社は承認日から一年以内に証券事業を分離し証券会社に移管する。

第一一項

第一〇項及び大臣が増補した条件に基づく遂行を全て終えた時、大臣に商業銀行開設許可書を申請する。ここに以下の条件に従わなければならない。

一一・一、承認日から一年以内に商業銀行を開業しなければならない。ただし必要な事由がある場合、タイ国銀行は期限を延長することができる。

- 一一・二、開業日に財務省に対し金融事業営業許可書もしくはクレジットフォンシエ事業営業許可書を返還し、開設許可を得た商業銀行事業の一形態だけ事業を残す。
 - 一一・三、開業日に商業銀行は以下の基準を下回らない第一種自己資本がなければならない。
 - 一一・三・一、リテール銀行ではない商業銀行であれば五〇億バーツ以上。
 - 一一・三・二、リテール銀行であれば二億五〇〇〇万バーツ以上。
 - 一一・四、取締役、最高経営責任者、頭取、副頭取、及びその呼称に関わらずそれらと同等の地位にある者の任命、変更はタイ国銀行の許可を得なければならない。
 - 一一・五、商業銀行の全発行済み株式数の五%超の株式を保有する株主の構成に変更がある場合、タイ国銀行から許可を得るか、商業銀行監督法に従わなければならない。
- 第一段に基づく保有株式数の計算は関係者が保有、所有する株式をも含めて計算する。ここにタイ国銀行が布告規定する原則、方法、及び条件に従う。
- 一一・六、中小企業及び小口一般顧客への信用供与によるリスクに備えるためのリテール銀行の自己資本の維持は、タイ国銀行が布告規定する自己資本基準に従う。
 - 一一・七、開業から少なくとも三年後に、リテール銀行が他の銀行と同等の営業上のステータスを得たいと希望するとき、タイ国銀行に申請することができる。ここに本布告の第二章及び第三章の原則を準用する。このとき第一種自己資本額はタイ国銀行が布告規定するところに従わなければならないが、本布告の第一一・三・一項目で定めた以上とする。申請審査でタイ国銀行はその時の経済情勢の妥当性を検討し、大臣に提出する。

第一二項

本布告は仏暦二五四七年二月一日より施行する。

仏暦二五四七年一月二三日布告

スチャート・チャオウシット大尉
財務大臣

*(省略)

商業銀行開設許可申請書式(第一項/開設申請書の提出、第二項/申請人の詳細、第三項/会社の合併、事業統合、資産負債譲渡の詳細、第四項/新商業銀行開設計画、第五項/増補通知したいその他の事実関係)

添付書類1/申請書審査のために添付する書類

添付書類2/商業銀行の運営計画作成の方向例

添付書類3/開設する商業銀行の取締役会長、経営役員会会長、最高経営者、頭取、副頭取、それらと同等の地位に就く者となる者の履歴書式

添付書類4/開設する商業銀行主要株主の履歴書式
(おわり)